

第1号被保険者の申請免除制度

【申請免除制度】

国民年金の保険料納付には、生活保護を受けている人や障害基礎年金を受けている人の保険料の納付について、法律によって全額免除する制度（法定免除）があります。このほか、生活が苦しいなどの理由から保険料の納付が困難な場合、本人の申請によって保険料を免除する制度（申請免除）があります。なお申請は、毎年度必要です。

【免除の種類】

全額免除制度：保険料の全額（月額13,300円）を免除します。

半額免除制度：保険料の半額（月額6,650円）を免除します。

※免除された期間は、年金を受け取るための受給資格期間には算入しますが、年金額は保険料を全額納めたときに比べ、全額免除の場合は3分の1、半額免除の場合は3分の2として計算します。

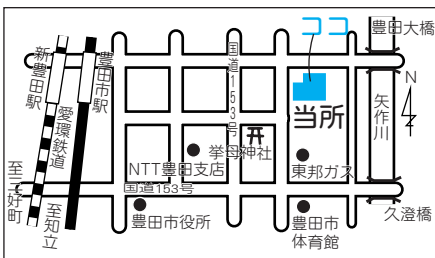
【対象】 次のいずれかに該当する第1号被保険者

- ①前年の所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合（所得は世帯の構成によって変わるため、保険年金課へお問い合わせください）
- ②障害者、または寡婦であり、前年の所得が125万円以下の場合
- ③生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている場合
- ④申請のあった日の属する年度、またはその前年度に次のアからウまでのいずれかに該当する場合
 - ア 震災、風水害、火災、そのほかこれらに類する災害による被害金額が、財産の価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたとき
 - イ 失業により保険料を納付することが困難と認められるとき（申請には雇用保険受給資格者証と離職票が必要）
 - ウ 事業の休止、または廃止により、厚生労働省が実施する離職者支援資金貸付制度による貸付金の交付を受けたとき（申請には離職者支援資金の貸付決定通知書が必要）

【申請方法】 保険年金課へ年金手帳を持って直接お越しください。

●社会保険事務所のご案内●

三好町を管轄する社会保険事務所は、豊田社会保険事務所（〒471-8602豊田市神明町3-33-2 ☎0565（33）1111）になります。保険料の納付や年金の相談など、気軽にお出掛けください。



学生納付特例制度

【学生納付特例制度】

学生本人が保険料を納付することが経済的に困難な場合、申請により承認されると在学中の保険料納付が、卒業まで猶予される制度です。なお申請は、毎年度必要です。

【対象】 大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校および各種学校（夜間・通信教育を含む）の学生で、次のいずれかに該当する人

- ①前年の所得が68万円以下、または前年の収入が133万円以下（学生に扶養親族などがいた場合は、その人数に応じて加算あり）の場合
- ②生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている場合

【申請方法】 保険年金課へ学生証と年金手帳を持って直接お越しください。

皆さん、ご存じですか？

国民年金あれこれ

▶問い合わせ＝保険年金課 ☎(32)8011 FAX(34)3388

「年をとったら」「障害の状態になったら」「死亡したら」…。こんなとき、本人やその家族の生活を保障するために、国が年金を支給する「国民年金制度」。これは日本国内に住む20歳以上のすべての人を加入対象とし、保険料を納付していただければ、必ず年金が受け取れる制度です。

そこで今回は、国民年金にかかわるさまざまな手続きの中から、特にわかりにくい手続きや制度をピックアップして紹介します。

第1号被保険者の保険料納付

【納付書の送付】

保険料の納付をお知らせする「国民年金保険料納付書」は、現在国（社会保険庁）の機関である社会保険事務所から、被保険者の皆さんに直接送付しています。

【納付方法】

国民年金の保険料は、お近くの金融機関のほか、各社会保険事務所でも納付することができます。（一部取り扱いを行っていない金融機関もあります）

※保険料の納付は、皆さんが利用している預貯金口座から毎月自動的に引き落とされる口座振替も可能です。口座振替を希望する人は、国民年金保険料口座振替納付申出書（役場保険年金課、および社会保険事務所で配布）に必要事項を記入し、預貯金通帳とその届け出印を持って、預貯金口座のある金融機関などで申し込みください。

第3号被保険者の届け出

第3号被保険者に関する届け出は、第3号被保険者の配偶者（第2号被保険者）が勤務している事業主、または共済組合などを經由して社会保険事務所へ提出しています。そのため配偶者である第2号被保険者が、健康保険と同時に勤務先へ届け出ることが必要です。

国民年金豆知識

あなたはどの被保険者？

●第1号被保険者●

日本国内に住む20歳以上60歳未満で、農業、自営業の人、または学生。保険料は、各自が納めます。

●第2号被保険者●

65歳以上で老齢・退職年金を受ける権利のある人を除く厚生年金保険、共済組合に加入している人。保険料は、毎月の給料から天引きされます。

●第3号被保険者●

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で、年収が130万円未満の人。保険料は、配偶者（第2号被保険者）が加入している年金制度から拠出するので、個人で納める必要はありません。